

経済産業省告示第百五十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならぬ支払等を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月二十五日から施行する。

平成二十二年六月二十五日

経済産業大臣 直嶋 正行

第一号に次のように加える。

リ ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）